

平成16年度奈良県用地先行取得費特別会計予算

平成16年度奈良県用地先行取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ275,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入 歳入歳出予算

款	項	金額
1 財産収入		272,980
	1 財産売却収入	272,980
2 繰入金		2,020
	1 一般会計繰入金	2,020
歳入	合計	275,000

歳出

款	項	金額
1 生活環境費		275,000
	1 生活環境関係公用地費	275,000
	合計	275,000

平成16年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成16年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,982,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ

る事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる県債の目的、限度額、起債の方法、

利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 分担金及び負担金			7,524,134
		1 負担金	7,524,134
2 国庫支出金			4,508,000
		1 国庫負担金	4,508,000
3 繰入金			1,002,766
		1 一般会計繰入金	1,002,766
4 繰越金			355,861
		1 繰越金	355,861
5 諸収入			3,239
		1 雑収入	3,239
6 果債			1,588,000
		1 果債	1,588,000
歳入	合計		14,982,000

歳出

款	項	金額
1 土木費		14,982,000
	1 流域下水道費	14,982,000
歳出	合計	14,982,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
流域下水道事業にかかる契約	平成17年度から平成18年度まで	7,719,000 <small>千円</small>

第3表 県債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,588,000 <small>千円</small>	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えすることができるものとする。

平成16年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成16年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入 歳入歳出予算

款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	2,500
	2 繰越金	72,800
	3 諸収入	110,200
1 県預金利息	2 貸付金元利収入	110,000
	3 雑収入	2
	歳入合計	185,500

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		185,500
	1 林業改善費	185,500
	合計	185,500

平成16年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成16年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ906,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	589,478
2 繰入金	1 一般会計繰入金	127,089
3 繰越金	1 繰越金	19,000
4 諸収入	1 雑収入	170,433
歳入	合計	906,000

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費	1 中央卸売市場事業費	906,000
歳出	合計	906,000

平成16年度奈良県公債管理特別会計予算

平成16年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,688,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

第1表 歳入 歳入歳出予算

款	項	金額
1 繰入	1 一般会計繰入金	80,079,640
	2 特別会計繰入金	79,954,640
	2 県債	125,000
2 県	1 県債	27,588,360
	合計	27,588,360
歳入	合計	107,688,000



歳出

款	項	金額
1 公債費	1 公債費	107,668,000
	合計	107,668,000

第2表

県債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	27,588,360	証券借入又は債券発行による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

平成16年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総則)

第1条 平成16年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水団体数 9市17町1村
- (2) 年間給水量 84,000,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 230,137立方メートル
- (4) 主要な建設工事 泉営業水道施設拡張工事 2,560,105千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 事業収益	13,300,785千円	第1款 事業費	12,384,790千円
第1項 営業収益	12,789,075千円	第1項 営業費用	8,325,406千円
第2項 営業外収益	511,710千円	第2項 営業外費用	4,054,384千円
		第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額6,871,668千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額162,617千円、減價積立金590,000千円及び過年度損益勘定留保資金6,119,051千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第1款 資本的収入	6,593,225千円	第1項 企業債	3,654,000千円
第2項 他会計からの助成金	1,288,000千円	第3項 国庫支出金	1,474,512千円

第4項 受託事業収入 125,600千円  
第5項 雑収入 51,113千円  
支出

第1款 資本的支出 13,464,893千円

第1項 建設改良費 7,082,361千円

第2項 企業債償還金 6,382,532千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項 泉営業水道施設拡張工事にかかる契約  
期間 平成17年度  
限度額 12,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給施設建設事業	3,654,000千円	証券借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上げ償還をし、又は低利償に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用